

# 經濟産業省説明資料

## (商業動態統計調査)



## 1 今回申請された変更について

### (1) 品目の細分化

丁2調査（家電大型専門店対象）で把握する「月間商品販売額」の品目について、従来の6品目から12品目に細分化する。

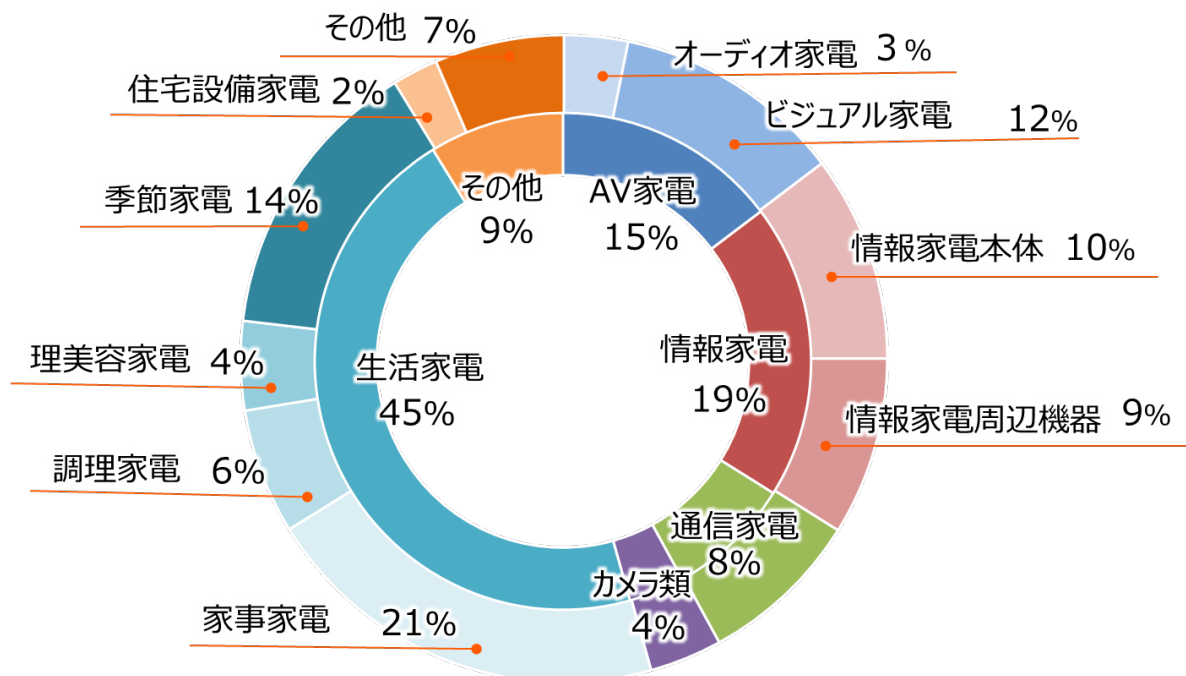
#### (論点)

- a 品目を細分化する理由は何か。また、どのような利活用を想定しているのか。
- b 報告義務者にとって、今回の細分化した品目で商品販売額の回答が可能かどうか、検証しているのか。また、報告者の記入負担が過度に重くはないか。

#### (回答)

- a 家電は単価が高い商品が多いことから、消費動向を把握する上で内訳の商品の動向が注目されており、政策部局を含めた利用者から具体的にどのような商品が売れたのか照会を受けることが多く、これまでは報告者に対するヒアリングによって対応を図ってきた。

下図は、平成30年に実施したビッグデータを活用した商業動態統計調査（試験調査：家電大型専門店分野）の調査結果であり、現行の6品目に対応する新たな12品目の構成比を表している。（3頁参照：丁2調査票の商品分類表）



現行の6品目では、「生活家電」の範囲が広く、家電大型専門店商品販売額の45%を占めており、生活家電を更に4品目に細分化することで、代表的な商品の販売動向の把握が集計結果から可能となる。

また、「AV家電」は、テレビ、オーディオ等、「情報家電」も本体か周辺機器かの把握をすることなどで、集計結果から利用者がより詳細な消費動向の把握をすることが期待できる。

b 報告者にはヒアリングを実施し、12品目で回答可能であることを確認した。

今回の品目の詳細化は、品目間の入り繰りは生じず、単純な分割となっている。報告者は、商品単位で商業動態統計調査の品目に仕分けしていることから、12品目となっても対応可能とのことであった。

ヒアリングの際の報告者からのコメントは以下のとおり。

- ・ 社内の中分類（50種類ほど）を経済産業省への報告用の小分類に割り振りして報告している。売上6分類⇒12分類への報告は、エクセルシートを変更するのみなので、すぐに対応可能。
- ・ 対応可能である。販売額は、商品マスタから仕分けしているため、その分類を変更すれば可能である。大中小分類あるが、小分類で仕分けしている。
- ・ 今後12分類の報告が必要とのことであれば現状でも可能である。最初の設定に手間がかかると思うが、それほど負担になるとは考えていない。

## 丁2調査票商品分類表

商品分類等	内容例示
AV家電	<p>テレビ、レコーダー・プレーヤー、記録メディア(ブルーレイ・DVD)、HDMIケーブル、AVケーブル、AV プラグアダプタ、AV セレクター、AV ラック・スタンド、プロジェクター、アンテナ関連機器(分波器・分配器・増幅器等)、テレビチューナー、BS・CS アンテナ、リモコン、ビデオテープ等</p> <p>ヘッドホン・イヤホン、ポータブルオーディオプレーヤー、スピーカー、ミニコンポ・セットコンポ、CDプレーヤー、単品オーディオ、アナログプレーヤー、IC レコーダー、ラジオ、ラジカセ、電子楽器、マイクロホン、FMトランスミッター、ディスクレンズクリーナー、オーディオ用メディア等</p>
情報家電	<p>パソコン(デスクトップ型・ラップトップ型)、タブレット端末、テレビゲーム機本体、携帯ゲーム機本体、電子辞書、電子書籍端末、GPS ナビゲーション、電子レジスター等</p> <p>プリンタ、プリンタ用カートリッジ、プリンタ・コピー用紙、ラベルライター、モニター、マウス、キーボード、ゲームコントローラー、イメージスキャナー、HDD、メモリーカード、カードリーダー/ライター、USB メモリ、ディスクドライブ、CPU、マザーボード、グラフィックボード、パソコン用メモリ、ルーター、ウェブカメラ、シュレッダー、電卓、記録メディア(CD)、LAN ケーブル、USB ケーブル、USB ハブ、イーサネットハブ、ラミネーター、メディアストリーミング端末、ウェアラブル端末、パソコン用ソフト等</p>
通信家電	<p>携帯電話・スマートフォン、モバイルルーター、SIM カード、スマートフォンアクセサリ(ケース・フィルム・カバー等)、携帯電話・スマートフォン用充電器、モバイルバッテリー、スマートフォン用ケーブル・プラグ(microUSB ケーブル、USB Type-C ケーブル等)、固定電話機、FAX、FAX 用紙、トランシーバー、パーソナル無線等</p>
カメラ類	<p>デジタルカメラ(コンパクトカメラ、一眼カメラ)、デジタルビデオカメラ、アクションカメラ、交換レンズ、カメラアクセサリ(三脚・一脚、ストロボ、撮影用品、カメラバッグ等)、フィルム、双眼鏡、単眼鏡、望遠鏡、光学機器、ドライブレコーダー、カメラ用バッテリー、デジタルフォトフレーム等</p>
生活家電	<p>洗濯機・衣類乾燥機、掃除機、窓用クリーナー、掃除機用紙パック、アイロン・ズボンプレスナー、ふとん乾燥機、スチーム・高圧洗浄クリーナー、衣類用脱臭機・除菌機等</p> <p>冷蔵庫、冷凍庫、保温庫・保冷庫、炊飯器、電子レンジ、オープンレンジ、トースター、ガステーブル・コンロ、電気ポット、電気ケトル、ホットプレート、クッキングヒーター、浄水器、浄水器用カートリッジ、コーヒーマーカー、食器洗い機・乾燥機、ホームベーカリー、ジューサー、ミキサー、ハンドミキサー、ロースター、フライヤー、電気調理鍋、精米機、もちつき機、家庭用ゴミ処理機等</p> <p>シェーバー、シェーバー替刃、ドライヤー、ヘアアイロン、マッサージチェア、マッサージ器具、フェイスケア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電動歯ブラシ用替えブラシ、電子血圧計、電子体温計、体組成計、電気治療器、吸入器、電子歩数計、フィットネス器具等</p> <p>エアコン、扇風機、サーキュレーター、冷風機・冷風扇、空気清浄機、除湿機、加湿器、電気ストーブ、電気温風機、電気カーペット、電気毛布、電気こたつ、石油暖房器具、ガス暖房器具、換気扇等</p>
その他	<p>照明器具、温水洗浄便座、ヒートポンプ給湯器、モニター付ドアホン、火災警報器、太陽光発電等</p> <p>電池、管球、配線器具、腕時計、掛/置時計、電動アシスト自転車、玩具、電子応用玩具(テレビゲーム機本体、携帯ゲーム機本体は除く)、食料品、お酒、その他上記商品分類に含まれない商品等</p>

## (2) 調査事項の削除

丁2調査、丁3調査（ドラッグストア対象）及び丁4調査（ホームセンター対象）において把握している「期末商品手持額」について、報告者の記入負担の軽減の観点から、削除する。

### (論点)

- a 平成27年の丁2調査、丁3調査及び丁4調査の創設当時、「期末商品手持額」を調査事項に設定した経緯・背景事情は何か。また、今回削除するに至った理由は何か。
- b 丁2～丁4調査の創設当時、これら調査で把握した「期末商品手持額」については、QEへの利用、景気動向把握のための在庫分析、商品回転率の算出による生産性分析等への利活用が想定されていたが、実際の利活用はどうだったのか。
- c 「期末商品手持額」を削除することで、今後、結果の利活用の面で支障は生じないのか。特に、国内の在庫状況を推計している国民経済計算において、支障は生じないのか。
- d 「期末商品手持額」の報告者からの回答状況はどのようになっているのか。また、本調査事項を報告することについて、報告者からどのような意見が寄せられているのか。

### (回答)

#### a 《経緯・背景事情》

平成27年7月分調査からの見直しにおいて、国民経済計算の四半期別GDP速報（QE）作成における流通在庫の精度向上に資するため、丙調査（百貨店・スーパー）の在庫品目を3品目から9品目に増加、丁調査についても商品販売額の商品分類に合わせる形で調査を開始した。

#### 《廃止に至った理由》

丁2～丁4調査創設より5年が経過しているが、以下の状況を踏まえ、報告者負担の軽減も考慮し、廃止することとした。

- ① 報告者からの回答状況・提出状況（回答d参照）
- ② 国民経済計算（内閣府）による利活用の状況（回答b及びc参照）
- ③ 統計利活用リスト<sup>1</sup>による丁2～丁4調査の利活用状況（回答b及びc参照）

#### b及びc

商業動態統計月報において、「期末商品手持額」を用いて「在庫率」を算出し公表しているが、丁調査分については、これまでユーザーによる利活用は把握しておらず、

<sup>1</sup> 内閣官房統計改革推進室取りまとめ（令和元年11月25日発注、令和2年4月に各府省に取りまとめが共有された。）

在庫率や商品回転率による生産性の分析も想定したが、在庫データを用いての分析は行っていない。

また、今回、新たに統計利活用リストを元に、丁2～丁4調査の利用状況の確認を行ったところ、「期末商品手持額」の利用は無かった。更に、丁2～丁4調査の商品販売額を利用している政策部局においても、「期末商品手持額」を削除しても問題ない旨、確認した。

国民経済計算（内閣府）においては、経済センサス - 活動調査をベンチマークとして、商業動態統計を利用し延長推計をしており、推計方法の変更によるパフォーマンスを検証するには、経済センサス - 活動調査との比較が望ましいが、現時点では1回しか検証ができないため、推計方法を変更しておらず、従来どおり「百貨店、スーパー（丙調査）」のみを利用し、推計しているとのことであった。

d 報告者の回答状況は、商品販売額は100%回答されているのに対し、「期末商品手持額」については、1割以上が未記入（回答率：89.0%）となっている。なお、丁調査票の回収率は高く、丁2～丁4調査票の回収率は98.4%。

また、「期末商品手持額」の回答があった報告者についても、速報時は概算で報告されており、確報時に精緻な値が報告されるため、毎月速確差が出ている状況。

報告者からは、「期末商品手持額」の取りまとめに時間を要していることから、照会等の際、以下のようなコメントをいただいた。

- ・ 期末在庫の送信が月末頃になる予定。
- ・ 期末在庫確定が25日頃の為、「4. 期末商品手持額」の項目は月末頃に提出予定。
- ・ 期末手持額のデータがまだ届かず、出せてない。下旬くらいになる予定。